

# 第3部 公害の防止に関して講じた施策

## 第1章 公害の防止に係る基本的施策

### 第1節 公害防止計画の推進と新長期計画の策定

府域における公害防止と環境保全のための基本的計画として、昭和47年12月に公害対策基本法に基づき、大阪地域公害防止計画（昭和53年3月再策定）を、昭和48年9月に大阪府公害防止条例に基づき同計画を包含する計画として、大阪府環境管理計画（BIG PLAN）を策定し、これらに基づき各種公害防止施策の推進に努めてきた。

その結果、事業者や関係者の努力もあり、府域における環境汚染は全般的には改善の傾向がみられるようになり、上記両計画は昭和56年度にその期限を迎えたが、一応の成果を収めたものといえる。

しかし、窒素酸化物による大気汚染や水質汚濁など改善を要する課題が多く残されていること、また、自動車交通公害にみられるように新しい型の公害が生じていること、さらに、計画策定後の経済・社会情勢の変化、より高次の質の環境に対する府民のニーズの高まりなどを受け、新たに80年代にふさわしい環境の保全と創造にかかる長期的、総合的計画を策定するため、「新環境計画プロジェクトチーム」を編成し、全庁的に取り組んできた。昭和57年2月には、同プロジェクトチームが試案として「大阪府環境総合計画概案」を取りまとめ、これが公表された。

### 第2節 環境汚染の未然防止

#### 第1 環境影響評価の制度化等

近年、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為について、環境汚染の未然防止を図るための環境影響評価の必要性が重要視され、その制度の確立が強く要請されている。

国においては、かねてから環境影響評価の制度化の検討を進めてきたが、昭和54年4月の中央公害対策審議会の答申を受けて、昭和56年4月には法律案が国会に提出されたところであり、現在継続審議となっている。また、地方自治体においても制度化について独自の検討がなされており、昭和56年度末には22の自治体が条例、要綱等により環境影響評価を制度化している。

府においても、今後の開発行為に伴って予想される環境汚染を未然に防止するため、環境影響評価の重要性を認識し、かねてからその調査研究を進めてきており、昭和54年度から環境影響評価に必要な公害事象に係るデータ収集と解析を行い、予測手法の開発並びに将来予測を行うなど、技術面の検討を進めるとともに、府独自の制度のあり方についても基本的な調査検討を行ってきた。そして、昭和56年9月に公害対策審議会に対し環境影響評価制度のあり方について諮問したところであり、その後専門委員会に付託され、昭和56年度末までに5回の検討がなされ、なお継続審議中である。

一方、多奈川第二発電所の建設、二色の浜環境整備事業、堺・泉北港、阪南港の港湾計画等において環境影響評価を実施するとともに、阪神高速道路大阪池田線の延伸事業、名神高速道路の拡幅事業等についても環境影響評価の指導・助言を行ってきたところである。

また、関西国際空港については、地元協議に備え、府としても独自にデータの収集、整理を行い環境影響評価案を検討する場合の指針として、昭和56年4月に「関西国際空港計画に係る環境影響評価案の検討方針」を作成した。昭和56年5月には運輸省から関西国際空港計画に関して意見の交換を行いたい旨の申入れがあり、環境影響評価案、空港計画案、地域整備の考え方のいわゆる三点セット資料が提示された。府においては、独自の資料をもとに学識者の意見を聴きつつ、環境影響評価案の検討を行い、昭和56年12月にその状況を取りまとめ、「運輸省の環境影響評価案は、おおむね妥当である」として公表した。

## 第2 土地利用の適正化等

### 1 工場の適正配置及び集団化の促進

第1部で概観したように、我が国、とりわけ府域のような狭小過密な地域における公害問題の抜本的解決のためには土地利用の適正化を図る必要がある。特に、市街地における工場と住宅との無秩序な混在は、騒音・振動を始め各種の公害事象を深刻化させることとなり、種々の弊害により都市の住みにくさの要因をなしている。

府では、それらの問題を解決し、併せて中小企業の振興に資するため、工場の適正配置及び集団化を促進しており、昭和56年度においては、公害防止事業団及び財団法人大阪府中小企業団地開発協会による東大阪市、富田林市、柏原市、羽曳野市における中小企業団地造成事業を促進した（詳細は第12章第2節「工場の適正配置及び集団化の促進」参照）。

## 2 二色の浜環境整備事業の推進

本事業は、二色の浜海水浴場の環境保全及び大阪湾等の水質汚濁防止並びに貝塚市周辺地域における土地利用の適正化、都市機能の整備及び生活環境の改善を目的とするもので、現に悪化した環境を改善し、あるいは進行しつつある環境汚染を防止するとともに、積極的に地域の環境整備を図ろうとする性格を持つものである。事業の内容としては、内陸部の工場の移転・集約化の促進、下水道、港湾及び道路の整備、移転工場の従業者等のための住宅の供給、海浜性レクリエーションゾーンの創出などの各種施策を有機的に組み合わせた総合的な環境整備事業となっており、工場移転用地、流域下水道処理場用地等必要な用地は、貝塚市脇の浜地先海面の埋立てにより造成することとし、昭和53年度に現地着工した。

昭和56年度においては、30億5,600万円の事業費で埋立護岸工事<sup>4</sup>を引き続き実施した。

## 第3節 環境汚染情報の収集と利用システムの開発

総合的な環境行政を適切かつ効果的に推進する上では、現況を的確に把握し、施策効果の評価と将来予測を踏まえながら、有効な施策を講じることが要請される。そのためには、種々の環境情報を迅速、正確に収集し、電子計算組織の効率的な活用により、施策立案に必要かつ適切な情報を迅速に提供することが必要である。

府では、昭和52年10月に公害監視センターに汎用中型電子計算機を導入して以来、環境汚染管理システムの構築等を進めてきたが、昭和56年度においては、以下の業務を行った。

### 1 各種システムの活用

府及び市町村で得られた測定データについては、観測システムを用いて、年報、月報の作成等、各種応用解析を行なった。

工場・事業場データベースシステムについては、法及び府公害防止条例に基づく府下工場、事業場に関する届出内容等の登録を引き続き行った。新たに行政区別発生施設種類一覧表作成等の検索プログラムを開発するなど、発生源規制業務、各種計画の策定の支援機能を拡充した。

また、大気課に設置したオンライン端末を利用して、リモートパッチ処理方式による解析を行った。

## 2 各種システムの開発

自動車排気ガス等の沿道拡散について、シミュレーションモデルを開発した。これは、風速等のデータを用い、J E A及び有限要素法の手法を使って沿道の汚染を予測するモデルである。

また、人工衛星によるリモートセンシングデータの解析を行った。

## 3 計算機の共同利用

府生活環境行政の運営の効率化に資するため、公害防止その他生活環境の保全に関する業務について、汎用電子計算機の共同利用を進め、府生活環境部各課及び府立の各研究機関の利用に供した。

# 第4節 府公害対策審議会等における審議状況

## 第1 府公害対策審議会の審議状況

大阪府公害対策審議会は、公害対策基本法第29条及び大阪府公害対策審議会条例(昭和46年大阪府条例第2号)に基づき、大阪府における公害対策に関する基本的事項を調査審議するため昭和46年3月に設置されたもので、昭和56年度における審議状況は表3-1-1のとおりである。

また、同条例に基づき、大気汚染、騒音・振動、法制度、環境影響評価制度及び廃棄物関係の専門委員を置いており、昭和56年度においては、騒音・振動分科会、環境影響評価制度分科会及び廃棄物分科会を開催し調査審議を行ったが、その状況は表3-1-2のとおりである。

なお、昭和56年3月31日現在、委員は35名、専門委員は39名(大気汚染関係8名、騒音・振動関係10名、法制度関係6名、環境影響評価制度関係14名、廃棄物関係6名)である。

表 3-1-1 府公害対策審議会における審議状況（昭和56年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭56. 9. 14 (第 45 回)	① 審議会会長を選出した。 ② 「環境影響評価制度のあり方」について諮問を受け、調査審議を行った（昭和56年10月1日付けで専門委員に調査・検討を付託）。
昭57. 2. 18 (第 46 回)	「大阪府産業廃棄物処理計画」について諮問を受け、調査審議を行った（昭和57年2月20日付けで専門委員に調査・検討を付託）。

表 3-1-2 専門委員会における審議状況（昭和56年度）

（騒音・振動分科会）

開催年月日	審 議 内 容
昭56. 8. 18 (第 12 回)	鉄軌道騒音・振動対策に関する基本的考え方について調査検討

（環境影響評価制度分科会）

開催年月日	審 議 内 容
昭56. 11. 11 (第 1 回)	① 分科会会長を選出した。 ② 環境影響評価制度の現況について事務局から説明を聴取し、今後の進め方等について検討した。
昭56. 12. 13 (第 2 回)	環境影響評価制度の意義、評価項目、住民参加について調査・検討した。

昭57. 1. 23 (第 3 回)	兵庫県の環境影響評価制度について、兵庫県から説明を聴取した。
昭57. 2. 16 (第 4 回)	① 環境影響評価手続、対象事業について、調査検討した。 ② 滋賀県の環境影響評価制度について滋賀県から説明を聴取した。
昭57. 3. 23 (第 5 回)	① 大阪府環境総合計画概案について事務局から説明を聴取した。 ② 各アセスメント制度における対象事業及び規模、調整規定、実効性の担保について調査・検討した。

(廃棄物分科会)

開催年月日	審 議 内 容
昭57. 2. 24 (第 1 回)	① 分科会会長を選出した。 ② 大阪府産業廃棄物処理計画(案)について事務局から説明を聴取し、調査・検討した。
昭57. 3. 5 (第 2 回)	大阪府産業廃棄物処理計画(案)について調査・検討した。
昭57. 3. 16 (第 3 回)	同 上
昭57. 3. 17 (第 4 回)	同 上
昭57. 3. 29 (第 5 回)	同 上

## 第2 府水質審議会の審議状況

大阪府水質審議会は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条及び大阪府水質審議会条例（昭和46年大阪府条例第38号）に基づき、府における公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項を調査審議するため昭和46年10月に設置されたもので、昭和56年度における審議状況は表3-1-3のとおりである。

表3-1-3 府水質審議会における審議状況（昭和56年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭57. 3. 26	① 「昭和57年度公共用水域の水質測定計画」について諮問を受け、調査審議を行った結果、同日付けで答申した。 ② 「化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部改正」について諮問を受け、調査審議を行った結果、同日付けで答申した。